

武蔵野市議会業務継続計画（議会BCP）

第1 基本方針

1 目的

平成23（2011）年、東日本大震災を契機として、公民間わず業務継続計画（以下「BCP」という。）の必要性が認識されるようになりました。令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミックでは、人との接触を避けるために外出や参集を控え、在宅ワークやオンライン会議など新たな業務の在り方が広がっています。

全国の各自治体ではBCPの策定が進む一方、自治体議会においても議事機関として災害時に果たすべき役割は何か、また、執行機関である市長等との関係はどうあるべきか、という基本的課題をあらかじめ定めておくことが課題となっています。

武蔵野市議会では、令和2（2020）年に武蔵野市議会基本条例を定め、その第20条に「大規模災害においても機能を維持する」ことを規定しました。そこで、大規模災害時にも議会機能を維持するために、災害時における議員の行動指針、体制等について武蔵野市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）として定めるものです。

2 行動指針（議会・議員）

自治体議会は、議事機関として、条例の制定・改廃、予算の議決、市長等執行機関の監視という役割を担っています。こうした機能を災害時においても維持するために、議員は議事機関を構成する一員として公の責任を自覚し、議会BCPを踏まえて行動しなければなりません。

災害時には、速やかに自身の安否について相互に連絡を取り、議長の指示に基づいて行動するものとします。また、ソーシャルネットワークサービス（SNS）の使用に関しては、平常時はもとより、情報が錯綜し人々に不安が広がる災害時には、不確かな情報や、事実関係が明らかでない情報などが拡散しないよう厳に注意しなければなりません。

また、議会BCPを着実に遂行することができるよう、平時より連絡体制の確保やオンライン会議の実施等必要な訓練を行っていくものとします。

3 市長等（執行機関）と議会（議事機関）との関係

震災等の大規模災害時には、市長等執行機関は直ちに災害対策本部等を組織し、発災直後の初動体制から、応急・復旧の対策にあたること

になります。議会では、議会事務局長が災害対策本部の構成員として、市全体の情報を議会と共有するパイプ役になります。

議長は、議会事務局長を通じて市の災害対策本部との情報共有を図り、速やかに議員への連絡を行い、必要に応じて協議等を行います。また、議事機関としての機能を維持するために必要な業務を優先して取り組みます。

感染症等により市の対策本部が設置された場合も、同様の対応を行います。

第2 基本体制

1 想定する災害

- (1) 武蔵野市地域防災計画で想定する震災、風水害等、火山噴火降灰、大規模事故対策
- (2) 新型インフルエンザ等感染症対策計画により対策本部が設置される感染症
- (3) その他

2 行動体制

< 予防 >

平常時から、議員は自助・共助の活動に取り組むとともに、防災訓練等に参加するなど、災害時において冷静な対応をとるよう努めます。議会は、第1基本方針に基づく訓練等を定期的に行います。

< 発災直後 >

議会事務局の職員（以下「議会事務局」という。）は、

- (1) 議員の安否確認と情報提供
- (2) 議場等の管理
- (3) 被害の確認等

を行います。

議長（その職務を代理する者を含む。以下「議長等」という。）は、議会事務局と情報を共有し、議員への情報提供と必要な対応を指示します。

議員は自身と家族の安全を確保し、緊急の避難誘導、救護活動が必要な場合を除き、速やかに議会事務局に安否を報告します。議長等の指示があった場合は、それに従います。

< 応急・復旧 >

議長等は、情報共有、協議等を行うために、必要に応じて災害時代表者会議を招集します。

- (1) 災害時代表者会議の構成は、正副議長、各会派代表者1名、会派に属さない議員（オブザーバー）とします。可能な限り、全ての議員が参集します。
- (2) 災害時代表者会議での、被災状況等情報の取扱いについては、その都度議長等の指示に従います。
- (3) 個々の議員からの情報や要望等は、可能な限り議長等に集約し、議会全体で共有します。必要な場合は、議長等は議会事務局長を通じて災害対策本部に報告し、対応を求めます。
- (4) 感染症等、参集が困難な災害時には、タブレット等を使用しオンラインで開催します（当面は「災害、感染症等発生時の議会運営委員会懇談会におけるオンライン会議ガイドライン」を準用する。）。
- (5) 議長等は、全議員での協議が必要と判断した場合は、災害時全員協議会を招集することができます。
- (6) 詳細については、別紙議会危機管理フローのとおりとします。

参考

○武蔵野市地域防災計画

災害対策総合政策部（議会班）、その他初動体制（72時間）

○震災対応型BCP

・発災直後

- 1 議員の安否確認と情報提供
- 2 議場その他関係各室の管理、被害確認

・1週間以内

会議等開催準備、議長連絡、議場等整備、応急修繕、物品手配

・1か月以内

議会関係事務 臨時会の調整、通常業務再開に向けた準備

○新型コロナウイルスBCP非常時優先業務

- 1 本会議・委員会等の運営
- 2 請願・陳情の受付

3 検証と見直し

この議会BCPは、市の地域防災計画等の見直しが行われた場合のほか、必要に応じて、各会派代表者会議において検証し、見直すものとします。

（R5.2.27議会運営委員会）

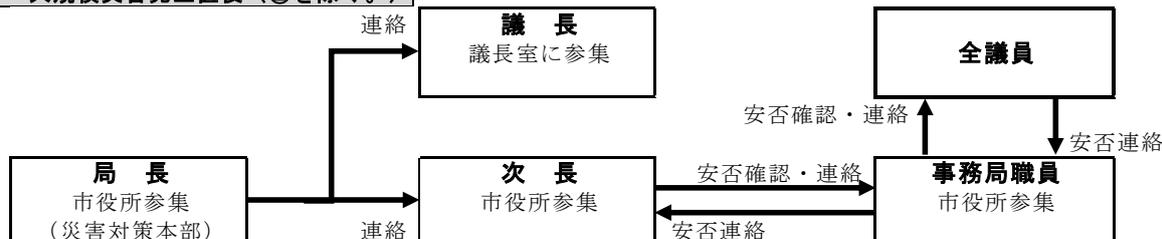
(H24. 6. 8 各会派代表者会議)

(R3. 9. 2 議会運営委員会)

議会危機管理フロー

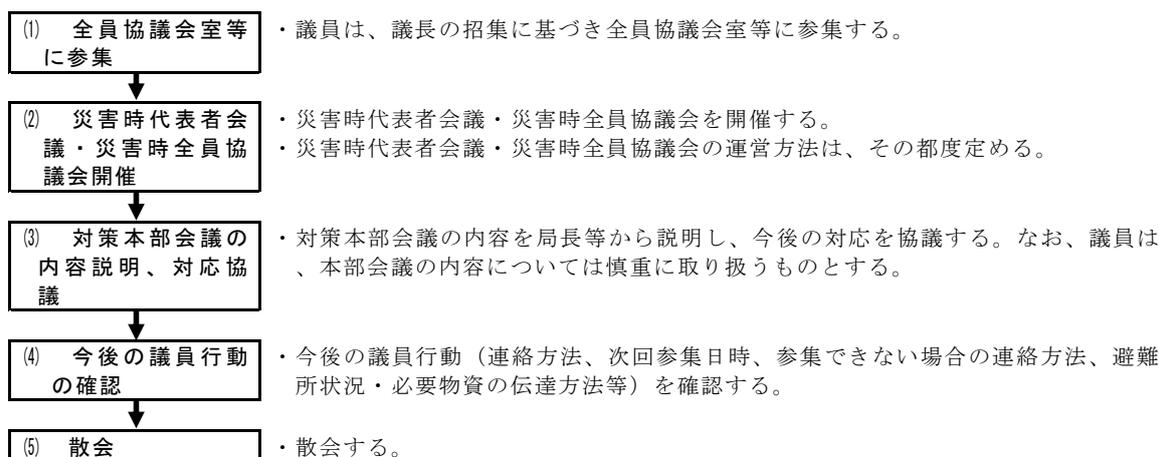
武蔵野市議会基本条例第20条の規定に基づき、大規模な災害が発生した非常時においても、議会機能を維持するため、①災害対策本部が設置されたとき若しくは震度5弱以上の地震が発生したとき又は②緊急事態宣言等による対策本部が設置されたときの対応は、次のとおりとする。

1 大規模災害発生直後（②を除く。）



- (1) 議長は、市役所議長室に参集する。
- (2) 局長をはじめとする議会事務局職員は、市役所へ参集する。
- (3) 議員及び事務局職員は、相互に安否連絡及び確認を行う。

2 災害時代表者会議又は災害時全員協議会を開催する場合



* 災害時代表者会議は各会派代表者を、災害時全員協議会は全議員を対象とする。

* 上記の会議における対象者の参集が困難な際は、オンライン会議により情報共有を図る。

●事務局は、次の内容について議員に貸与されているタブレット型端末機等に掲示する。

- ア 対策本部の状況
- イ 議員の安否状況
- ウ 議会の対応等

3 その他

- (1) 議長に事故があるときは、その職務を代理する第1順位は副議長、第2順位はあらかじめ議長が指名した者とする。
- (2) 事務局職員の分掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 局長 本部会議出席・事務局待機
 - イ 次長 議員との連絡調整
 - ウ 職員 本部（連絡員、初動要員）・事務局・交代要員
- (3) 休日、夜間も上記に倣うが、該当する職にあたる者が参集できない場合は、下位の者が代理となる。
- (4) 事務局への連絡先は、次のとおりとする。 電話番号 0422-60-1882、0422-60-1883（直通）
FAX 番号 0422-55-7555 e-mail アドレス ofc-gikai@city.musashino.lg.jp